

医療情報取得加算に関する掲示

当院は、健康保険法第3条第 13 項に規定する電子資格確認(オンライン資格確認)を行う体制を有しており、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて、患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関(医療情報取得加算の算定医療機関)です。

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、下記のとおり診療報酬点数を算定いたします。

○ 初診時 1点

○ 再診時(3月に 1 回に限り算定) 1点

＜ ※マイナ保険証の利用の有無に関わらず ＞

取得情報には、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要診療情報が含まれ、その情報を活用して診療を行うことになります。

正確な情報を取得・活用する為に、初めて受診される方や、再来の方で、毎月最初の受診日には、マイナ保険証によるオンライン資格確認をご利用いただきますよう、ご理解・ご協力をお願い致します。

令和6年12月1日

金岡中央病院